

ご旅行条件【要旨】

●お申し込みの際は、この旅行条件(要旨)と別途お渡しするご旅行条件書を必ずお読みください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社阪急交通社[観光庁長官登録旅行業第1847号](以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。募集型企画旅行契約の内容、条件は、このパンフレット別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定旅行日程表(以下「確定旅行日程表」)および当社旅行契約書(募集型企画旅行契約の部)によります。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立

- 当社は当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お申し込み(原則として旅行代金の20%相当額)を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するとします。「振込み」の場合はお客様の振込手続きが完了した時点、「ゆうちょ銀行口座自動引き落とし」の場合は引き落としされた時点で成立します。なお、特定コースにつきましては、別途パンフレットなどに定めるところによります。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けている場合があります。
- この場合、旅行契約は予約の時点で成立して、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金(旅行代金の全額または一部)を受領した時に成立するとします。この期間内に申込金(旅行代金の全額または一部)を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱われる場合があります。
- 当社は、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表者としての契約責任者から、旅行申込書があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければならないものとします。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に責を負い、又は将来責を負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。**【重要】**お客様のローマ字氏名を海外旅行参加申込書に記載する際は、旅券(パスポート)に記載されている通りにご記入ください。間違っていると記載された場合はお客様の交替の場合に準じて、第12項(1)のお客様の交替手数料(10,000円)をお支払いいただきます。なお、運送・宿泊機関などの事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除させていただく場合があります。この場合には第13項による取消料をいただきます。

■申し込み条件

- 未成年の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。
- 特定の旅客を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方、補助犬使用の方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内で対応いたします。その申し出に基づき、当社が旅行者のために特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。なおこの場合、医師の診断書または所定の「お申し込み書」を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同行者の同行などを条件とさせていただく、コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 妊娠が原因となる保険による補償は適用外の場合が殆どです。妊娠中にてご参加の方は、お客様ご自身の責任においてご参加ください。ただし、妊娠36週以降(出産予定日の4週間以内)の航空機乗降および出産予定日が近づき、または健康診断書による所見で、航空機乗降が安全でない14日以内の場合は、産科医の同伴が必要となります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申し込みをお断りさせていただく、お客様の負担が介助者の同行者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、障がいその他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただく場合があります。なお、これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、事前にその旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

■旅行代金とお支払い方法

旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額を指します。ただし、パンフレット記載(または別途、当社が案内)したお1人部屋を使用される場合や、航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合にはこれを加算し、割引料金がある場合には、これを減額した額を指します。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。- 旅行代金は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって21日以内のある日より前にお支払いいただきます。それ以降のお申し込みの場合は、旅行開始日の前日または前々日までにお支払いいただけます。

■旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金。(この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)を除きます。)
- 旅行日程に記載した宿泊料金およびサービス料金(パンフレット等特に記載がない限り、2人部屋に2人分の宿泊を基準とします)。例、一部訪問国・都市において、現地に徴収される税金等の諸費用は含まれておりません。
- 旅行日程に記載した食事料金およびサービス料金
- 旅行日程に記載した観光料金(ガイド料金、入場料金)
- 手荷物の運送料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運送料金(お1人様20kg以内が原則となっており、クラス・方面によって異なります)詳しくは係員におたずねください。

●手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様自身で運送していただく場合があります。- 団体行動中のチップ
- 添乗員付コースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用
※上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として上記戻金はいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

- 前項に記載したもの以外に旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 - 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)
 - クリーニング代、電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人の性質の諸費用およびこれに係るサービス料金
 - 一部訪問国・都市において、宿泊機関が現地に滞在者個々より徴収する税金等の諸費用
 - 旅行日程中の各国出国税、出国税およびこれに類する諸税(日本国内旅行を含む。ただし、空港税等を含んでいることを当社のパンフレットで明示したコースを除きます。)
 - 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
 - 渡航手続関係諸費用(旅券取扱料、査証料、予約保険料、出入国カード作成等にかかる渡航手続取扱料、傷害・疾病保険料等)
 - 希望のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
 - 日本国内の空港施設使用料及び旅客保安サービス料
 - 日本国内におけるご自宅から発着空港集合・解散地点までの交通費、手荷物運送料金および旅行開始日の前日、旅程終了日当日等の宿泊費
 - 傷害・疾病に関する医療費等

■お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得た場合に限って、旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方へ譲渡することができます。(ただしコースにより、また時期により当該交替を一切お受けできない場合があります。)この場合、当該お客様は取消料のお支払いに替えて当社に当該交替に要する手数料として交替を受けたいお客様1人あたり1万円をお支払いいただきます。(ただし、取消料発生期間中の場合を除きます。また、既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかる費用をお申し付けさせていただきます。)

■旅行契約の解除・変更

- お客様は次の定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

* 日本を出発した後は入国時に航空機を利用する旅行契約の取消料

| 旅行契約の解除期日 | 取消料(お1人様) |
|--|-----------|
| ① 旅行開始日の前日より起算して、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって40日以内のある日より前日(②-④に掲げる場合を除く) | 旅行代金の10% |
| ② 旅行開始日の前日より起算してさかのぼって30日以内のある日より前日(③-④に掲げる場合を除く) | 旅行代金の20% |
| ③ 旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日以内のある日より前日(④に掲げる場合を除く) | 旅行代金の50% |
| ④ 旅行開始後または無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

- ★【ピーク時】とは旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までを指します。
- ★ 特定コースについては、別途お渡しする旅行条件書又はパンフレット記載の旅行条件書によります。また、日本を出発時に船舶を利用するコースについては、当該船舶に係る取消料の規定によります。
- お客様の数が契約書面に記載した最少乗行人員に満たないときは、旅行の契約を取りやめることがあります。この場合、旅行の開始するものについては、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって33日以内のある日より前日、またはピーク時以外に旅行を開始するものについては、同じく23日以内のある日より前日に旅行を中止する旨を通知します。
- 天災地災、暴風、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関のサービス提供の中止その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるか、またはおそれがあるときは旅行契約の内容の変更または、解除することがあります。詳しくは別途お渡しする旅行条件書によります。

■当社の責任・お客様の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物について生じた損害は21日以内当社に通知があった場合に限り、お1人様あたり15万円を限度として賠償します(当社に故意又は重大過失がある場合は除く)。お客様が天災地災、暴風、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、自由行動中の事故、食中毒、盗難等の事由により損害を被られたときは責任を負いません。詳しくは別途お渡しする旅行条件書によります。
- お客様の過失、過失、失火・公害・公害に反する行為もしくはお客様が当社の約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるもの認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■特別補償

当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規定に定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金、および手荷物に被った一定の損害について補償金を支払います。※支給による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護費・費用等には一切適用できません。

■旅程保証

●当社はパンフレットに記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生

じた場合、旅行代金の1%~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、ひとつの募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額は1,000円未満のときは支払いません。

●当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 1件当たりの率(%) | 旅行開始日の前日旅行開始日以降日までにお客様にお客様に通知に通知した場合は |
|--|------------|---------------------------------------|
| ① パンフレット等に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更 | 1.5% | 3.0% |
| ② パンフレット等に記載した入場する観光スポットを含む主要な地の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ③ パンフレット等に記載した運送または設備の等級および設備の合計額が契約書面に記載された等級または設備の等級を下回った場合に発生する変更 | 1.0% | 2.0% |
| ④ パンフレット等に記載した運送機関の種類または会社名の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑤ パンフレット等に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑥ パンフレット等に記載した本邦内と本邦外との間における直航便の乗継便または経由便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑦ パンフレット等に記載した宿泊機関の等級または名称の変更(変更後の宿泊機関の等級がパンフレット等に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます) | 1.0% | 2.0% |
| ⑧ パンフレット等に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑨ 上記の①~⑧に掲げる変更のうち(パンフレット等の「お客様に通知した事項の変更」) | 2.5% | 5.0% |

- 注1: 最終旅行日程表が交付された場合は「パンフレット等」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、パンフレット等の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更1件として取り扱います。
 - 注2: 第②号または第④号に掲げる変更に係る運送機関が「宿泊設備の利用を伴うもの」である場合は、1泊につき1件として取り扱います。
 - 注3: 第③号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
 - 注4: 第④号または第⑤号もしくは第⑥号に掲げる変更が1乗船券または1泊につき1件として取り扱います。
- 次に掲げる変更の場合は、変更補償金を支払いません。
 - ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地災
 - ② 戦乱
 - ③ 官公署の命令
 - ④ 欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - ⑤ 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ⑥ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

■旅行条件の基準期日

●旅行条件は2023年1月1日現在の運賃・料金を基準としております。

■個人情報のお取扱について

●お客様より預りする個人情報のお取扱については、ご旅行条件書巻末の「個人情報のお取扱について」をご参照ください。

■その他

- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ごも代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上~12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空機及び客室についてベッドを専用では使用しない方に適用します。
- お申し込みの際とパスポート記載の名前が違う場合旅行に参加しただけない場合があります。正確なお名前をご契約していただきます。出発前日に前名の訂正等のお申し出があった場合、手配内容の変更に係る諸費用を申し受けます。
- パスポート(旅券)・ビザ(査証)について
訪問国によりましては、パスポートをお持ちでも、入国時に一定の残存期間が必要となる場合や、ビザが必要となる場合があります。当パンフレット記載の訪問国の条件につきましては、各国インフォメーションをご参照ください。(日本国籍の方が観光目的で短期入国する場合の条件です。)これらの情報は(各国の最新情報により予告なく変更される場合があります。)
- 旅行先によっては、外務省海外危険情報等、安全関係の情報が出されている場合があります。お客様ご自身で確認いただけますようお願いいたします。現地治安および衛生状況は、以下のサービスでもご確認いただけます。
 - 外務省「外務省海外安全ホームページ」:<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
 - 厚生労働省「感染症発生情報」:<http://www.forth.go.jp/>
- 旅行契約書(募集型企画旅行契約)について
この条件書に定める事項は当社の旅行業約款により、当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受けたいサービスが受けられなくなった場合、理由の如何に関わらず当社は責任を負いません。

旅行企画・実施

心に届く旅

阪急交通社

Direct to your heart

株式会社 阪急交通社
観光庁長官登録旅行業第1847号

媒体番号 **7062**

旅行業公正取引協議会 会員

総合旅行業取扱管理者 椋木昭夫

0120-926-733

01-23-0116

Travel agency for the people

旅ステーション

岐阜県各務原市蘇原柿沢町2-47岐阜県知事登録旅行業第3-196号

総合旅行業取扱管理者 椋木昭夫

0120-926-733

総合旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業取扱管理者にご質問ください。

パンフレット作成日:2023年1月 電話:3915511